

# 介護報酬の算定構造

## 介護サービス

**令和6年4月改定箇所**

### I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
  - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
  - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
  - ハ 診療所における短期入所療養介護費

#### 二 (削除)

- ホ 介護医療院における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費

### II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

### III 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス

#### 3 (削除)

- 4 介護医療院サービス

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

1 訪問介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注				
訪問介護費又は共生型訪問介護費	イ 身体介護	(1) 20分未満	=1/100	=1/100	所要時間が20分から起算して25分を越すごとに+10単位(100単位を限度)	2人の訪問介護員等による場合	夜間又は早期の場合又は深夜の場合	特定事業所加算	共生型訪問介護を行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問介護加算		
		(2) 20分以上30分未満													(163単位)	10につき+100単位
		(3) 30分以上1時間未満													(244単位)	
		(4) 1時間以上													(387単位)	
(5) 1時間以上1時間30分未満		(567単位に30分を増すごとに+82単位)														
ロ 生活援助	(1) 20分以上45分未満	(179単位)	=1/100	=1/100	所要時間が20分から起算して25分を越すごとに+10単位(100単位を限度)	2人の訪問介護員等による場合	夜間又は早期の場合又は深夜の場合	特定事業所加算	共生型訪問介護を行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問介護加算		
	(2) 45分以上	(220単位)														
ハ 通院等乗降介助		(1回につき 97単位)														
ニ 初回加算		(1月につき +200単位)														
ホ 生活機能向上連携加算		(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(1月につき +100単位)													
		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(1月につき +200単位)													
ヘ 口腔連携強化加算		(1回につき +50単位(1月に1回を限度))														
ト 認知症専門ケア加算		(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき +3単位)													
		(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき +4単位)													
注 介護職員処遇改善加算		(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×137/1000)													
		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×100/1000)													
		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×55/1000)													
注 介護職員等特定処遇改善加算		(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×63/1000)													
		(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×42/1000)													
注 介護職員等ベースアップ等支援加算		(1月につき +所定単位×24/1000)														

：「特別地域訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は支給限度額管理の対象外の算定項目  
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 緊急時訪問介護加算の算定時に限り、身体介護の(1)20分未満に引き続き、生活援助を行うことも可能。

※ 要介護程度未定減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和6年5月31日まで算定可能。

2 訪問入浴介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	
イ 訪問入浴介護費	(1回につき 1,266単位)	基於各定額が 止措置未実施 減算	定額超過計画 未確定減算	介護職員3人 が行った場合	全身入浴が困 難で、清拭又 は部分浴を実 施した場合	事業所と同一建 物の利用者又は これ以外の同 一建物の利用者 20人以上に サービスを行う 場合	特別地域訪問 入浴介護加算	中山間地域等 における小規 模事業所加算	中山間地域等 に居住する者 へのサービス 提供加算
ロ 初回加算	(1回につき +200単位)								
ハ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき +3単位) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき +4単位)			×95/100	×90/100				
ニ 要介護連携体制加算	(死亡日及び死亡日以前30日以内に限り1回につき +64単位)								
ホ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +44単位) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +36単位) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき +12単位)								
ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×58/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×42/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×23/1000)					注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計			
ヒ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×21/1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×15/1000)					注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計			
ホ サービス提供体制強化加算	(1月につき +所定単位×11/1000)					注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計			

「特別地域訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」、支給限度額管理の対象外の算定項目  
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 要介護継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。  
※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和6年4月1日から算定可能。

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明

+○○単位 ⇒ 所定単位数 + ○○単位  
 -○○単位 ⇒ 所定単位数 - ○○単位  
 ×○○/100 ⇒ 所定単位数 × ○○/100  
 +○○/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×○○/100  
 -○○/100 ⇒ 所定単位数 - 所定単位数×○○/100

3 訪問看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
イ 指定訪問看護 ステーションの場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は 看護師による訪問を行った場合算定可能 (313単位)	×90/100	夜間又は早朝 の場合、若し は深夜の場合	増数を訪問 加算(Ⅰ)	増数を訪問 加算(Ⅱ)	1時間30分以 上の訪問看護 を行う場合	要介護5の者 の場合	事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合	特別地域訪問 看護加算	中山間地域等 における小規 模事業所加算	中山間地域等 に居住する者 へのサービス 提供加算	緊急時訪問看護 加算(※)	特別管理加算	ターミナルケア 加算	医療保険の訪問 看護が必要 であるものとし て主治医が発 行する訪問看護 指示の文書の 訪問看護指示 期間の日数 につき算定(1 日につき)
	(2) 30分未満 (470単位)														
	(3) 30分以上1時間未満 (821単位)														
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,125単位)														
	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 (293単位) ※ 1日に2回を超えて実施する場合は90/100														
ロ 病院又は診療所 の場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は 看護師による訪問を行った場合算定可能 (265単位)	×90/100	夜間又は 早朝の場合 +25/100  深夜の場合 +50/100	30分未満の 場合 +254単位	30分未満の 場合 +201単位	+300単位	事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +574単位	1月につき (Ⅰ)の場合 +500単位 又は (Ⅱ)の場合 +250単位	死亡日及び 死亡日前14日 以内(2日以上 ターミナルケ アを行った場 合) +2,000単位		
	(2) 30分未満 (398単位)														
	(3) 30分以上1時間未満 (573単位)														
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (842単位)														
ハ 定期巡回・随時対応訪問介護看護事業所と連携する場合 (1月につき 2,954単位)	看護師による訪問が 1回でもある 場合 ×98/100					+800単位					1月につき 訪問看護 ステーション の場合 +574単位 病院又は 診療所の場合 +315単位		-97単位		
ニ 初回加算 (1月につき +300単位)															
ホ 遠院時共同指導加算 (1回につき +600単位)															
ヘ 看護・介護職員連携強化加算 (1月につき +250単位)															
ト 看護体制強化加算 (イ及びロを算定する場合のみ算定)	(1) 看護体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +550単位) (2) 看護体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)														
チ サービス提供体制 強化加算	(1)イ及びロを算 定する場合 (1)イ及びロを算 定する場合 (2)ハを算定する 場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +6単位) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +3単位) (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +50単位) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +25単位)													

：「特別地域訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算を算定できるものとする。

4 訪問リハビリテーション費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	
イ 訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	1回につき 307単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	特別地域訪問リハビリテーション加算 +15/100	中山間地域等における小規模事業所加算 +10/100	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 +5/100	短期集中リハビリテーション実施加算	リハビリテーションマネジメント加算(A)	リハビリテーションマネジメント加算(B)	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合 1回につき -50単位
	介護老人保健施設の場合							リハビリテーションマネジメント加算(A) イ 1月につき +180単位	リハビリテーションマネジメント加算(B) イ 1月につき +450単位	
	介護医療院の場合							リハビリテーションマネジメント加算(A) ロ 1月につき +213単位	リハビリテーションマネジメント加算(B) ロ 1月につき +483単位	
ロ 移行支援加算 (1日につき 17単位を加算)										
ハ サービス提供体制強化加算 (1回につき +6単位)			(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)							
ハ サービス提供体制強化加算 (1回につき +3単位)			(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)							

：「特別地域訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

5 居宅療養管理指導費

基本部分			注	注	注
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 居宅療養管理指導費(Ⅰ) (2)以外	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (514単位)	+15/100	+10/100	+5/100
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (486単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (445単位)			
(2) 居宅療養管理指導費(Ⅱ) (在宅病医学総合管理科 又は特定施設入居時等 医学総合管理科を算定 する場合)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (298単位)				
	(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (286単位)				
	(三) (一)及び(二)以外の場合 (259単位)				
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (516単位)				
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (486単位)				
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (440単位)				
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の 薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (565単位)	+100単位		
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (416単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (379単位)			
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (517単位)			
(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (378単位)					
(三) (一)及び(二)以外の場合 (341単位)					
(四) 情報通信機器を用いて行う場合 (月1回を限度) (45単位)					
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 当該指定居宅療養管理 指導事業所の管理 栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (544単位)	+15/100	+10/100	+5/100
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (486単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (443単位)			
(2) 当該指定居宅療養管理 指導事業所以外の管理 栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (624単位)				
	(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (466単位)				
	(三) (一)及び(二)以外の場合 (423単位)				
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (361単位)				
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (325単位)				
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (294単位)				

※ ハ(2)(一)(二)(三)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。



7 通所リハビリテーション費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注										
	利用者の数 が所定定員 を超える場 合	医師、理学 療法士、作業 療法士、看護 士、介護 士、管理 栄養士、調理 師等の専任 スタッフが 十分に配置 されている 場合	感染防止 対策の徹底 を理由とし て利用者の 数減少が一 定以上生じ ている場合	理学療法士 等体制強化 加算	7時間以上8時間未満の通所リハビリテー ションの前後に日常生活上の相談を行う場合	リハビリテーション提供体制加算	中山間地域 等に在住す る者への サービス費 減加算	入浴介助加 算(1)	入浴介助加 算(2)	リハビリテ ーション・ ケア・メン ト加算(A)	リハビリテ ーション・ ケア・メン ト加算(B)	短期集中療 育(リハビリ テーション 実施加算)	認知症短期 療育(リハビリ テーション 実施加算(1))	認知症短期 療育(リハビリ テーション 実施加算(2))	生活行為向 上(リハビリ テーション 実施加算)	若年性認知 症利用者受 入加算	栄養アセス メント加算	栄養改善加 算	口腔・栄養 スクリーニ ング加算(1)	口腔・栄養 スクリーニ ング加算(2)	口腔機能向 上加算(1)	口腔機能向 上加算(2)	重症療育管 理加算	中重度者ウ ェルフェア 体制加算	科学的介護 推進体制加 算	事業所と同 種施設が近 隣に存在す る場合に専 用車に添着 したリハビリ テーションを 行う場合	事業所が遠 隔地に存在 する場合に 併用車を 行う場合					
病院又は診療所の 場合	(1) 1時間以上 2時間未満	要介護1 ( 366 単位)	1日につき +30単位																													
		要介護2 ( 395 単位)																														
		要介護3 ( 426 単位)																														
		要介護4 ( 455 単位)																														
		要介護5 ( 487 単位)																														
	(2) 2時間以上 3時間未満	要介護1 ( 380 単位)	1日につき +30単位																													
		要介護2 ( 436 単位)																														
		要介護3 ( 494 単位)																														
		要介護4 ( 551 単位)																														
		要介護5 ( 608 単位)																														
	(3) 3時間以上 4時間未満	要介護1 ( 483 単位)	1日につき +30単位			3時間以上4時間未満の場合 +12単位																										
		要介護2 ( 561 単位)																														
		要介護3 ( 638 単位)																														
		要介護4 ( 738 単位)																														
		要介護5 ( 836 単位)																														
	(4) 4時間以上 5時間未満	要介護1 ( 549 単位)	1日につき +30単位				4時間以上5時間未満の場合 +16単位																									
		要介護2 ( 637 単位)																														
		要介護3 ( 725 単位)																														
		要介護4 ( 838 単位)																														
		要介護5 ( 950 単位)																														
	(5) 5時間以上 6時間未満	要介護1 ( 618 単位)	1日につき +30単位					5時間以上6時間未満の場合 +20単位																								
要介護2 ( 733 単位)																																
要介護3 ( 846 単位)																																
要介護4 ( 980 単位)																																
要介護5 ( 1,112 単位)																																
(6) 6時間以上 7時間未満	要介護1 ( 710 単位)	1日につき +30単位					6時間以上7時間未満の場合 +24単位																									
	要介護2 ( 844 単位)																															
	要介護3 ( 974 単位)																															
	要介護4 ( 1,129 単位)																															
	要介護5 ( 1,281 単位)																															
(7) 7時間以上 8時間未満	要介護1 ( 757 単位)	1日につき +30単位				7時間以上の場合 +28単位																										
	要介護2 ( 897 単位)																															
	要介護3 ( 1,039 単位)																															
	要介護4 ( 1,206 単位)																															
	要介護5 ( 1,369 単位)																															
介護老人保健施設の 場合	(1) 1時間以上 2時間未満	要介護1 ( 366 単位)	1日につき +30単位																													
		要介護2 ( 395 単位)																														
		要介護3 ( 426 単位)																														
		要介護4 ( 455 単位)																														
		要介護5 ( 487 単位)																														
	(2) 2時間以上 3時間未満	要介護1 ( 380 単位)	1日につき +30単位																													
		要介護2 ( 436 単位)																														
		要介護3 ( 494 単位)																														
		要介護4 ( 551 単位)																														
		要介護5 ( 608 単位)																														
	(3) 3時間以上 4時間未満	要介護1 ( 483 単位)	1日につき +30単位			3時間以上4時間未満の場合 +12単位																										
		要介護2 ( 561 単位)																														
		要介護3 ( 638 単位)																														
		要介護4 ( 738 単位)																														
		要介護5 ( 836 単位)																														
	(4) 4時間以上 5時間未満	要介護1 ( 549 単位)	1日につき +30単位				4時間以上5時間未満の場合 +16単位																									
		要介護2 ( 637 単位)																														
		要介護3 ( 725 単位)																														
		要介護4 ( 838 単位)																														
		要介護5 ( 950 単位)																														
	(5) 5時間以上 6時間未満	要介護1 ( 618 単位)	1日につき +30単位				5時間以上6時間未満の場合 +20単位																									
要介護2 ( 733 単位)																																
要介護3 ( 846 単位)																																
要介護4 ( 980 単位)																																
要介護5 ( 1,112 単位)																																
(6) 6時間以上 7時間未満	要介護1 ( 710 単位)	1日につき +30単位					6時間以上7時間未満の場合 +24単位																									
	要介護2 ( 844 単位)																															
	要介護3 ( 974 単位)																															
	要介護4 ( 1,129 単位)																															
	要介護5 ( 1,281 単位)																															
(7) 7時間以上 8時間未満	要介護1 ( 757 単位)	1日につき +30単位				7時間以上の場合 +28単位																										
	要介護2 ( 897 単位)																															
	要介護3 ( 1,039 単位)																															
	要介護4 ( 1,206 単位)																															
	要介護5 ( 1,369 単位)																															







8 短期入所生活介護費

事業区分	標準額		減額		加算		減額		加算		減額		加算		減額		加算	
	標準額	減額	減額	加算	加算	減額	加算	減額	加算	減額	加算	減額	加算	減額	加算	減額	加算	
イ 短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 短期生活介護 入所生活介護費	(一) 単独生活介護入所生活介護費(完全型介護)	4,000	4,000														
		(二) 単独生活介護入所生活介護費(多床型)	4,000	4,000														
		(一) 併設型短期入所生活介護費(完全型介護)	4,000	4,000														
		(二) 併設型短期入所生活介護費(多床型)	4,000	4,000														
ロ エキストラ型短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型エキストラ型短期入所生活介護費	(一) 単独型エキストラ型短期入所生活介護費(完全型介護)	4,000	4,000														
		(二) 併設型エキストラ型短期入所生活介護費(完全型介護)	4,000	4,000														
		(一) 併設型エキストラ型短期入所生活介護費(多床型)	4,000	4,000														
		(二) 併設型エキストラ型短期入所生活介護費(多床型)	4,000	4,000														
	(2) 併設型エキストラ型短期入所生活介護費	(一) 併設型エキストラ型短期入所生活介護費(完全型介護)	4,000	4,000														
		(二) 併設型エキストラ型短期入所生活介護費(多床型)	4,000	4,000														
		(一) 併設型エキストラ型短期入所生活介護費(完全型介護)	4,000	4,000														
		(二) 併設型エキストラ型短期入所生活介護費(多床型)	4,000	4,000														

介護職員処遇改善加算	(1日につき、20名を超えない限り1名あたり1,000円)
二 療養加算	(1日につき、8単位を加算(1日につき10単位))
三 認定支援事業員 入所加算	(1) 看護科加算(1)又は(2)を算定している場合 (1日につき、421単位を加算)
	(2) 看護科加算(2)又は(3)を算定している場合 (1日につき、417単位を加算)
	(3) (1)及び(2)の看護科加算を算定している場合 (1日につき、417単位を加算)
	(4) 看護科加算を算定していない場合 (1日につき、435単位を加算)
四 認知症専門ケア 加算	(1) 認知症専門ケア加算(1) (1日につき、4単位を加算)
	(2) 認知症専門ケア加算(2) (1日につき、4単位を加算)
五 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(1) (1日につき、1,000単位を加算)
六 サービス提供 体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(1) (1日につき、22単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算(2) (1日につき、16単位を加算)
	(3) サービス提供体制強化加算(3) (1日につき、4単位を加算)
七 介護職員処遇 改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(1) (1日につき、※所定単位数×83/1000) ※所定単位数は、イ49ノ2まで(49)を超えた場合は 49とする
	(2) 介護職員処遇改善加算(2) (1日につき、※所定単位数×60/1000)
	(3) 介護職員処遇改善加算(3) (1日につき、※所定単位数×33/1000)
八 介護職員処遇 改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(1) (1日につき、※所定単位数×27/1000) ※所定単位数は、イ49ノ2まで(49)を超えた場合は 49とする
	(2) 介護職員処遇改善加算(2) (1日につき、※所定単位数×25/1000)
九 介護職員処 遇改善加算	(1日につき、※所定単位数×14/1000) ※所定単位数は、イ49ノ2まで(49)を超えた場合は 49とする
十 サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、介護職員処遇改善加算、及び介護職員処遇改善加算(1)は、当該介護職員処遇改善加算の算定要件 を満たしている場合にのみ算定可能である。	
十一 サービス提供体制強化加算(1)、介護職員処遇改善加算(1)、介護職員処遇改善加算(2)及び介護職員処遇改善加算(3)は、当該介護職員処遇改善加算の算定要件 を満たしている場合にのみ算定可能である。	
十二 サービス提供体制強化加算(2)及び介護職員処遇改善加算(2)は、当該介護職員処遇改善加算の算定要件を満たしている場合にのみ算定可能である。	



□ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分	項目	内容	算出式	単位	備考	令和4年度			令和3年度			令和2年度			令和1年度					
						算出式	単位	備考	算出式	単位	備考	算出式	単位	備考	算出式	単位	備考			
(1) 病院療養病床短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 病院療養病床短期入所療養介護費(ⅰ)	療養介護費(ⅰ)	1,200	単位	療養介護費(ⅰ)は、(1)から(5)までの算定した単位数の合計	療養介護費(ⅰ)は、(1)から(5)までの算定した単位数の合計	療養介護費(ⅰ)は、(1)から(5)までの算定した単位数の合計	療養介護費(ⅰ)は、(1)から(5)までの算定した単位数の合計	療養介護費(ⅰ)は、(1)から(5)までの算定した単位数の合計	療養介護費(ⅰ)は、(1)から(5)までの算定した単位数の合計	療養介護費(ⅰ)は、(1)から(5)までの算定した単位数の合計	療養介護費(ⅰ)は、(1)から(5)までの算定した単位数の合計	療養介護費(ⅰ)は、(1)から(5)までの算定した単位数の合計	療養介護費(ⅰ)は、(1)から(5)までの算定した単位数の合計	療養介護費(ⅰ)は、(1)から(5)までの算定した単位数の合計	療養介護費(ⅰ)は、(1)から(5)までの算定した単位数の合計	療養介護費(ⅰ)は、(1)から(5)までの算定した単位数の合計	療養介護費(ⅰ)は、(1)から(5)までの算定した単位数の合計	療養介護費(ⅰ)は、(1)から(5)までの算定した単位数の合計	療養介護費(ⅰ)は、(1)から(5)までの算定した単位数の合計

(2) 療養費加算	(1日につき 8単位を加算(1日につき3回を複数))
(3) 認知症ケア加算	(一)認知症専門ケア加算(ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (二)認知症専門ケア加算(ⅱ) (1日につき 4単位を加算)
(4) 特定診療費	
(5) 非常用上乗せ療養費	(1日につき 1.00単位を加算)
(6) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(ⅰ) (1日につき 22単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(ⅱ) (1日につき 18単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(ⅲ) (1日につき 6単位を加算)
(7) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(ⅰ) (1月につき 予定単位数×26/1,000) (二) 介護職員処遇改善加算(ⅱ) (1月につき 予定単位数×19/1,000) (三) 介護職員処遇改善加算(ⅲ) (1月につき 予定単位数×10/1,000)
(8) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(ⅰ) (1月につき 予定単位数×16/1,000) (二) 介護職員等特定処遇改善加算(ⅱ) (1月につき 予定単位数×11/1,000)
(9) 介護職員等処遇改善加算	(1月につき 予定単位数×5/1,000)

(10) 特定診療費	(1) 3時間以上4時間未満 (2) 4時間以上5時間未満 (3) 6時間以上7時間未満
------------	--

※ 医師の人員配置減算を適用する場合は、医師経歴把握機能を適用しない。  
 ※ 認知症ケア加算を適用する場合は、認知症ケア加算を適用しない。  
 ※ 非常用上乗せ療養費については、令和3年度(令和4年1月)以降に適用する。  
 ※ 療養費加算(認知症)については、令和3年度(令和4年1月)以降に適用する。  
 ※ 介護職員等特定処遇改善加算(ⅲ)については、令和3年度(令和4年1月)以降に適用する。  
 ※ 介護職員等処遇改善加算(ⅲ)については、令和3年度(令和4年1月)以降に適用する。

ハ 診療所における短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注		
		利用者の数及び入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	移動のユニットリフトをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	滞在型禁止施設加算	滞在型禁止施設加算	滞在型禁止施設加算	前下層が設備基準を満たさない場合	実室を有しない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	緊急短期入所入所加算	若年性認知症利用者入所加算	利用者に対して選定を行う場合
(1) 診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所短期入所療養介護費 (I)	a 診療所短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要介護1 ( 705 単位)	×70/100	-1/100	-1/100	-60単位	1日につき -25単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +90単位 (7日(やむを得ない事情がある場合は14日)を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位
		要介護2 ( 756 単位)										
		要介護3 ( 806 単位)										
		要介護4 ( 857 単位)										
		要介護5 ( 908 単位)										
		b 診療所短期入所療養介護費 (ii) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要介護1 ( 732 単位)									
		要介護2 ( 786 単位)										
		要介護3 ( 839 単位)										
		要介護4 ( 893 単位)										
		要介護5 ( 946 単位)										
		c 診療所短期入所療養介護費 (iii) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要介護1 ( 759 単位)									
		要介護2 ( 813 単位)										
	要介護3 ( 867 単位)											
	要介護4 ( 921 単位)											
	要介護5 ( 975 単位)											
	d 診療所短期入所療養介護費 (iv) <多床室>	要介護1 ( 813 単位)										
	要介護2 ( 864 単位)											
	要介護3 ( 916 単位)											
	要介護4 ( 969 単位)											
	要介護5 ( 1016 単位)											
	e 診療所短期入所療養介護費 (v) <療養機能強化型A> <多床室>	要介護1 ( 840 単位)										
	要介護2 ( 894 単位)											
	要介護3 ( 944 単位)											
	要介護4 ( 1000 単位)											
要介護5 ( 1059 単位)												
f 診療所短期入所療養介護費 (vi) <療養機能強化型B> <多床室>	要介護1 ( 865 単位)											
要介護2 ( 918 単位)												
要介護3 ( 971 単位)												
要介護4 ( 1026 単位)												
要介護5 ( 1085 単位)												
(二) 診療所短期入所療養介護費 (II)	a 診療所短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要介護1 ( 674 単位)										
	要介護2 ( 719 単位)											
	要介護3 ( 764 単位)											
	要介護4 ( 809 単位)											
	要介護5 ( 854 単位)											
	b 診療所短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	要介護1 ( 734 単位)										
	要介護2 ( 779 単位)											
	要介護3 ( 824 単位)											
	要介護4 ( 869 単位)											
	要介護5 ( 914 単位)											
	(三) ユニツト型診療所短期入所療養介護費 (I)	要介護1 ( 864 単位)										
	要介護2 ( 918 単位)											
要介護3 ( 970 単位)												
要介護4 ( 1022 単位)												
要介護5 ( 1076 単位)												
(四) ユニツト型診療所短期入所療養介護費 (II)	要介護1 ( 884 単位)											
要介護2 ( 938 単位)												
要介護3 ( 991 単位)												
要介護4 ( 1043 単位)												
要介護5 ( 1098 単位)												
(五) 経過のユニツト型診療所短期入所療養介護費 (I)	要介護1 ( 835 単位)											
要介護2 ( 887 単位)												
要介護3 ( 937 単位)												
要介護4 ( 988 単位)												
要介護5 ( 1039 単位)												
(六) 経過のユニツト型診療所短期入所療養介護費 (II)	要介護1 ( 854 単位)											
要介護2 ( 906 単位)												
要介護3 ( 956 単位)												
要介護4 ( 1010 単位)												
要介護5 ( 1062 単位)												
(3) 特定診療所短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満 ( 684 単位)											
(二) 4時間以上6時間未満 ( 948 単位)												
(三) 6時間以上8時間未満 ( 1216 単位)												
(4) 日経連療養加算	(1日につき 50単位を加算(1月に100単位を限度))											
(5) 療養食加算	(1日につき 8単位を加算(1日に3回を限度))											
(6) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算 (I) (1日につき 3単位を加算)											
(二) 認知症専門ケア加算 (II) (1日につき 4単位を加算)												
(7) 特定診療費	(一) 特定診療費 (1日につき 100単位を加算)											
(8) 若年性向上療養体制加算	(一) 若年性向上療養体制加算 (I) (1日につき 100単位を加算)											
(二) 若年性向上療養体制加算 (II) (1日につき 100単位を加算)												
(9) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算 (I) (1日につき 22単位を加算)											
(二) サービス提供体制強化加算 (II) (1日につき 18単位を加算)												
(三) サービス提供体制強化加算 (III) (1日につき 6単位を加算)												
(10) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算 (I) (1日につき +所定単位×26/1000)											
(二) 介護職員処遇改善加算 (II) (1日につき +所定単位×19/1000)												
(三) 介護職員処遇改善加算 (III) (1日につき +所定単位×10/1000)												
(11) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算 (I) (1日につき +所定単位×15/1000)											
(二) 介護職員等特定処遇改善加算 (II) (1日につき +所定単位×11/1000)												
(12) 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1日につき +所定単位×5/1000)											

注：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 身体加算等による算定額については令和7年4月1日から適用する。  
 ※ 療養食給付金等算定額については、療養食の支給及び支給の防止のための給付の整備及び改善加算に関する長期的計画の算定を行っている場合には、令和7年3月31日までの適用しない。  
 ※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和6年5月31日まで算定可能。





Ⅱ 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

基本部分			注 高齢者虐待防止 措置未実施減算	注 業務統計計画未 実施減算	注 事業計画と同一種類の 利用者が同一住所に 立寄る等の利用 者の入居に伴って指定 介護支援費算定対象	注 運営基準減算	注 特別地域居宅介 護支援加算	注 中山間地域等に おける小規模事業所 加算	注 中山間地域等に居 住する者へのサー ビス提供加算	注 特定事業所集 中減算
イ 居宅介護支援費 (1月につき)	(1)居宅介護支援費(Ⅰ)	要介護1-2 ( 1,086単位 )	=1/100	=1/100	×95/100	(運営基準減算の場合) ×50/100  (運営基準減算が2月 以上継続している場合) 算定しない	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき -200単位
		要介護3-4-5 ( 1,411単位 )								
		要介護1-2 ( 544単位 )								
		要介護3-4-5 ( 704単位 )								
		要介護1-2 ( 326単位 )								
		要介護3-4-5 ( 422単位 )								
	(2)居宅介護支援費(Ⅱ)	要介護1-2 ( 1,086単位 )								
		要介護3-4-5 ( 1,411単位 )								
		要介護1-2 ( 527単位 )								
		要介護3-4-5 ( 683単位 )								
		要介護1-2 ( 316単位 )								
		要介護3-4-5 ( 410単位 )								
ロ 初回加算 (1月につき +300単位)										
ハ 特定事業所加算	(1) 特定事業所加算(Ⅰ)	(1月につき +519単位)								
	(2) 特定事業所加算(Ⅱ)	(1月につき +521単位)								
	(3) 特定事業所加算(Ⅲ)	(1月につき +323単位)								
	(4) 特定事業所加算(A)	(1月につき +114単位)								
ニ 特定事業所医療介護連携加算 (1月につき +125単位)										
ホ 入院情報連携加算	(1) 入院情報連携加算(Ⅰ)	(1月につき +250単位)								
	(2) 入院情報連携加算(Ⅱ)	(1月につき +200単位)								
ヘ 退院・退所加算 (入院または入所期間中1回を限度に算定)	(1) 退院・退所加算(Ⅰ)イ	(+450単位)								
	(2) 退院・退所加算(Ⅰ)ロ	(+600単位)								
	(3) 退院・退所加算(Ⅱ)イ	(+600単位)								
	(4) 退院・退所加算(Ⅱ)ロ	(+750単位)								
	(5) 退院・退所加算(Ⅲ)	(+900単位)								
ト 通院情報連携加算 (1月につき +50単位)										
チ 緊急時等居宅カンファレンス加算 (1月に2回を限度に +200単位)										
リ ターミナルケアマネジメント加算	死に日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅の訪問を行った場合 (+400単位)									

※ 居宅介護支援費(Ⅰ)については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が45件以上である場合、45件以上60件未満の部分については(ⅱ)を、60件以上の部分については(ⅲ)を算定する。  
 ※ 居宅介護支援費(Ⅱ)については、公益社団法人国民健康保険中央会が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムの利用及び事務職員の配置を行っている場合に算定できる。なお、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が50件以上である場合、50件以上60件未満の部分については(ⅱ)を、60件以上の部分については(ⅲ)を算定する。  
 ※ 業務統計計画未実施減算については令和7年4月1日から適用する。







注 特別優遇費			
注 療養体制維持特別加算	イ 療養体制維持特別加算(Ⅰ) (1月につき 27単位を加算) ロ 療養体制維持特別加算(Ⅱ) (1月につき 67単位を加算)		
ハ 初期加算	(Ⅰ) 初期加算(Ⅰ) (1月につき 30単位を加算) (Ⅱ) 初期加算(Ⅱ) (1月につき 30単位を加算)		
イ 介護職員等特別優遇加算	(1月につき1回を限度として20単位を加算)		介護職員等特別優遇加算(Ⅰ) (1月につき 20単位を加算)
ロ 介護職員等特別優遇加算(Ⅱ)	(入所者1人につき1回を限度として20単位を加算)		介護職員等特別優遇加算(Ⅱ) (1月につき 20単位を加算)
ハ 入居前後訪問指導加算(Ⅰ)(Ⅱ)	在宅強化定の場合 (1月につき 450単位を加算) 在宅強化定以外の場合 (1月につき 450単位を加算)		入居前後訪問指導加算(Ⅰ)(Ⅱ) (1月につき 450単位を加算)
ニ 入居前後訪問指導加算(Ⅲ)(Ⅳ)	在宅強化定の場合 (1月につき 450単位を加算) 在宅強化定以外の場合 (1月につき 450単位を加算)		入居前後訪問指導加算(Ⅲ)(Ⅳ) (1月につき 450単位を加算)
ト 通所特等支援加算(Ⅱ)	(一) 执行的通所特等支援加算 (400単位) 通所特等支援加算(Ⅰ) (600単位) (二) 通所特等支援加算(Ⅱ) (600単位) 通所特等支援加算(Ⅲ) (600単位) (三) 入居前通所加算(Ⅰ) (600単位) (四) 入居前通所加算(Ⅱ) (600単位) (2) 訪問看護指導加算 (入所者1人につき1回を限度として30単位を加算)		通所特等支援加算(Ⅱ) (1月につき 600単位を加算)
チ 在宅介護支援加算	(Ⅰ) 在宅介護支援加算(Ⅰ) (1月につき 30単位を加算) (Ⅱ) 在宅介護支援加算(Ⅱ) (1月につき 30単位を加算) (Ⅲ) 在宅介護支援加算(Ⅲ) (1月につき 30単位を加算)		在宅介護支援加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ) (1月につき 30単位を加算)
テ 介護マニピュレーション加算	(1月につき 11単位を加算)		介護マニピュレーション加算 (1月につき 11単位を加算)
ト 経口経食加算(Ⅱ)	(1月につき 28単位を加算)		経口経食加算(Ⅱ) (1月につき 28単位を加算)
チ 経口経食加算(Ⅲ)	(1) 経口経食加算(Ⅰ) (1月につき 400単位を加算) (2) 経口経食加算(Ⅱ) (1月につき 100単位を加算)		経口経食加算(Ⅰ)(Ⅱ) (1月につき 400単位を加算)
テ 口腔衛生管理加算(Ⅱ)	(1) 口腔衛生管理加算(Ⅰ) (1月につき 90単位を加算) (2) 口腔衛生管理加算(Ⅱ) (1月につき 110単位を加算)		口腔衛生管理加算(Ⅰ)(Ⅱ) (1月につき 90単位を加算)
ト 療養加算	(1月につき 6単位を加算(1日に3回を限度))		療養加算 (1月につき 6単位を加算)
チ 在宅復帰支援加算	(療養費を減じ)1回につき 10単位を加算)		在宅復帰支援加算 (1回につき 10単位を加算)
ト カカクワケア連携事業利調整加算(Ⅱ)	(1) カカクワケア連携事業利調整加算(Ⅰ) (入所者1人につき1回を限度として130単位を加算) カカクワケア連携事業利調整加算(Ⅱ) (1回につき 100単位を加算) (2) カカクワケア連携事業利調整加算(Ⅲ) (入所者1人につき1回を限度として240単位を加算) (3) カカクワケア連携事業利調整加算(Ⅳ) (入所者1人につき1回を限度として100単位を加算)		カカクワケア連携事業利調整加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)(Ⅳ) (1回につき 100単位を加算)
チ 緊急時対応療養費	(1) 緊急時対応療養費 (療養型老健以外の場合 (1月に1回3日を限度に1日につき518単位を加算) 療養型老健の場合 (1月に1回3日を限度に1日につき518単位を加算)) (2) 特定治療		緊急時対応療養費 (1月につき 518単位を加算)
ト 所定療養費加算(Ⅱ)	(1) 所定療養費加算(Ⅰ) (1月に1回7日を限度に1日につき239単位を加算) (2) 所定療養費加算(Ⅱ) (1月に1回10日を限度に1日につき480単位を加算)		所定療養費加算(Ⅰ)(Ⅱ) (1月につき 480単位を加算)
チ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1月につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1月につき 4単位を加算)		認知症専門ケア加算(Ⅰ)(Ⅱ) (1月につき 4単位を加算)
ト 認知症チームケア加算	(1) 認知症チームケア加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算) (2) 認知症チームケア加算(Ⅱ) (1月につき 100単位を加算)		認知症チームケア加算(Ⅰ)(Ⅱ) (1月につき 100単位を加算)
チ 認知症行動・心理定常緊急対応加算	療養型老健以外の場合 (入所後7日に限り1日につき200単位を加算) 療養型老健の場合 (入所後7日に限り1日につき200単位を加算)		認知症行動・心理定常緊急対応加算 (1月につき 200単位を加算)
ト リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅱ)	(Ⅰ) リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅰ) (1月につき 33単位を加算) (Ⅱ) リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅱ) (1月につき 33単位を加算)		リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅰ)(Ⅱ) (1月につき 33単位を加算)
チ 介護マニピュレーション加算(Ⅱ)	(1) 介護マニピュレーション加算(Ⅰ) (1月につき 3単位を加算) (2) 介護マニピュレーション加算(Ⅱ) (1月につき 12単位を加算)		介護マニピュレーション加算(Ⅰ)(Ⅱ) (1月につき 12単位を加算)
ト 障せつ支援加算(Ⅱ)	(1) 障せつ支援加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算) (2) 障せつ支援加算(Ⅱ) (1月につき 15単位を加算) (3) 障せつ支援加算(Ⅲ) (1月につき 20単位を加算)		障せつ支援加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ) (1月につき 20単位を加算)
チ 看護実践促進加算(Ⅱ)	(1月につき 300単位を加算)		看護実践促進加算(Ⅱ) (1月につき 300単位を加算)
ト 科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	(1) 科学的介護推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 40単位を加算) (2) 科学的介護推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 60単位を加算)		科学的介護推進体制加算(Ⅰ)(Ⅱ) (1月につき 60単位を加算)
チ 安全対策加算(Ⅱ)	(入所者1人につき1回を限度として20単位を加算)		安全対策加算(Ⅱ) (1回につき 20単位を加算)
ト 介護職員等特別優遇加算(Ⅰ)	(1) 介護職員等特別優遇加算(Ⅰ) (1月につき 1回を限度として20単位を加算) (2) 介護職員等特別優遇加算(Ⅱ) (1月につき 1回を限度として20単位を加算)		介護職員等特別優遇加算(Ⅰ)(Ⅱ) (1月につき 20単位を加算)
チ 介護職員等特別優遇加算(Ⅲ)	(1) 介護職員等特別優遇加算(Ⅲ) (1月につき 1回を限度として20単位を加算) (2) 介護職員等特別優遇加算(Ⅳ) (1月につき 1回を限度として20単位を加算)		介護職員等特別優遇加算(Ⅲ)(Ⅳ) (1月につき 20単位を加算)
ト サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 22単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 18単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 6単位を加算)		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ) (1月につき 22単位を加算)
チ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位数×39/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位数×29/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位数×16/1000)		介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ) (1月につき 所定単位数×39/1000)
ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位数×21/1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位数×17/1000)		介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ) (1月につき 所定単位数×21/1000)
チ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 所定単位数×8/1000)		介護職員等特定処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位数×8/1000)

※ PT・OT・STによる人員配置減算を適用する場合は、短期集中リハビリテーション実施加算、認知症短期集中リハビリテーション実施加算を適用しない。  
 ※ イ(4)及びロ(4)を適用する場合は、(Ⅱ)を適用しない。  
 ※ 療養型老健に在籍する介護職員が、介護職員等特別優遇加算(Ⅰ)の適用対象となる介護職員に該当する場合は、介護職員等特別優遇加算(Ⅰ)を適用しない。  
 ※ 介護職員等特別優遇加算(Ⅰ)の適用対象となる介護職員が、介護職員等特別優遇加算(Ⅱ)の適用対象となる介護職員に該当する場合は、介護職員等特別優遇加算(Ⅱ)を適用しない。



注 外泊時費用		入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
注 試行的退所サービス費		入所者に対して居宅における試行的退所を認めた場合、1月につき6日を限度として1日につき800単位を算定	
注 給料受診時費用		入所者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
ト 初期加算	(1日につき +30単位)		
1. 退所時指導指導加算	(1月につき1回を限度として70単位を加算)	注 退所指導の基準を満たさない場合は、算定しない。	
2. 再入所時指導指導加算(※2)	(入所者1人につき1回を限度として200単位を加算)	注 退所指導の基準を満たさない場合は、算定しない。	
3. 退所時指導等加算(※2)	(一) 退所時指導加算	a 退所前訪問指導加算 (入所中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)	
		b 退所後訪問指導加算 (退所後1回を限度に、460単位を算定)	
		c 退所時指導加算 (400単位)	注 入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合
		d 退所時情報提供加算 (500単位)	注 退所後の主治医に対して診療情報(心身の状態、生活調整)を提供した場合
		e 退所前連携加算 (500単位)	注 退所後の医療機関の医師に対して心身の状態、生活調整等を提供した場合
(二) 訪問看護指導加算	(入所者1人につき1回を限度として300単位を算定)	注 指定介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合	
4. 協力医療機関連携加算	(1) 相談・診療を行う体制を整備し、緊急時に入院を受け入れる体制を確立している協力医療機関と連携している場合 (1日につき 50単位を加算) (2) 1日以内の協力医療機関と連携している場合 (1日につき 5単位を加算)	注 令和7年3月31日までの間は100単位を算定	
5. 介護支援体制強化加算	(1日につき 11単位を加算)	注 介護支援体制強化加算の算定基準を満たさない場合は、算定しない。	
6. 経口経持加算(※2)	(1日につき 28単位を加算)	注 介護支援体制強化加算の算定基準を満たさない場合は、算定しない。	
7. 経口維持加算(※2)	(一) 経口維持加算(Ⅰ)	(1月につき 400単位を加算)	注 介護支援体制強化加算の算定基準を満たさない場合は、算定しない。
	(二) 経口維持加算(Ⅱ)	(1月につき 100単位を加算)	注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合は、算定しない。
8. 口腔衛生管理加算(※2)	(一) 口腔衛生管理加算(Ⅰ)	(1月につき 90単位を加算)	
	(二) 口腔衛生管理加算(Ⅱ)	(1月につき 110単位を加算)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合
9. 療養加算	(1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))		
10. 在宅復帰支援機能加算(※2)	(1日につき 10単位を加算)		
11. 特別診療費(※2)			
12. 緊急時施設診療費	ア 緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定)		
	イ 特定治療		
13. 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)	
	(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)	
14. 認知症チームケア推進加算	(一) 認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	(1日につき 120単位を加算)	
	(二) 認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	(1日につき 120単位を加算)	
15. 認知症行動・心理状態緊急対応加算	(入所後7日に限り 1日につき200単位を加算)		
16. 重度認知症看護体制加算	(一) 重度認知症看護体制加算(Ⅰ) 要介護1・2 (1日につき140単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき40単位を加算)		
	(二) 重度認知症看護体制加算(Ⅱ) 要介護1・2 (1日につき200単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき100単位を加算)		
17. 排せつ支援加算(※2)	(1) 排せつ支援加算(Ⅰ)	(1月につき 10単位を加算)	
	(2) 排せつ支援加算(Ⅱ)	(1月につき 15単位を加算)	
	(3) 排せつ支援加算(Ⅲ)	(1月につき 20単位を加算)	
18. 自立支援促進加算(※2)	(1月につき 290単位を加算)		
19. 科学的介護推進体制加算(※2)	(1) 科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	(1月につき 40単位を加算)	
	(2) 科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	(1月につき 60単位を加算)	
20. 安全対策体制加算(※2)	(入所者1人につき1回を限度として20単位を算定)		
21. 高齢者施設等施設訪問加算	ア) 高齢者施設等施設訪問加算(Ⅰ)	(1日につき 10単位を加算)	
	イ) 高齢者施設等施設訪問加算(Ⅱ)	(1月につき 5単位を加算)	
22. 高齢者施設等施設訪問加算	(1月につき1回、連続する5日を限度として、240単位を算定)		
23. 生活向上支援体制加算	ア) 生活向上支援体制加算(Ⅰ)	(1日につき 100単位を加算)	
	イ) 生活向上支援体制加算(Ⅱ)	(1月につき 10単位を加算)	
24. サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 22単位を加算)	
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 18単位を加算)	
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)	
25. 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位数×26/1000)	注 所定単位数は、イからエまでにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位数×19/1000)	
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位数×10/1000)	
26. 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位数×15/1000)	注 所定単位数は、イからエまでにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位数×11/1000)	
27. 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位数×5/1000)	注 所定単位数は、イからエまでにより算定した単位数の合計	

※ 夜間勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。  
 ※ 入及びハを適用する場合には、(※2)を適用しない。  
 ※ 業務時間外勤務手当等支給加算については、高齢者の予防及び介護の目的のための指針の整備及び非常災害に関する具体的な計画の策定を行っている場合には、令和7年9月31日までの経過措置がない。  
 ※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

# 介護報酬の算定構造

## 介護予防サービス

: 令和6年4月改定箇所

### I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防訪問入浴介護費
- 2 介護予防訪問看護費
- 3 介護予防訪問リハビリテーション費
- 4 介護予防居宅療養管理指導費
- 5 介護予防通所リハビリテーション費
- 6 介護予防短期入所生活介護費
- 7 介護予防短期入所療養介護費
  - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
  - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
  - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

#### ニ (削除)

- ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費
- 8 介護予防特定施設入居者生活介護費
- 9 介護予防福祉用具貸与費

### II 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

- 介護予防支援費

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防訪問入浴介護費

基本部分		注 高齢者虐待防止 措置未実施減算	注 業務取扱計画未 策定減算	注 介護職員2人が 行った場合	注 全身入浴が困難 で、清拭又は部分 浴を実施した場合	注 事業所と同一建物 の利用者又はこれ 以外の同一建物の 利用者20人以上に サービスを行う場合	注 特別地域介護予防 訪問入浴介護加算	注 中山間地域等に おける小規模事業所 加算	注 中山間地域等に 居住する者へのサ ービス提供加算
イ 介護予防訪問入浴介護費	(1回につき 856単位)	-1/100	-1/100	×95/100	×90/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者の利用者が50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ 初回加算	(1月につき +200単位)								
ハ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)								
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)								
ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)								
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)								
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)								
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)					注 所定単位数は、イからニまでにより算定した単位数の合計			
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)								
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)								
ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)					注 所定単位数は、イからニまでにより算定した単位数の合計			
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)								
ト 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位数×11/1000)					注 所定単位数は、イからニまでにより算定した単位数の合計			

：「特別地域介護予防訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 業務取扱計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明

- +〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
- 〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
- ×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
- +〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100
- 〇〇/100 ⇒ 所定単位数 - 所定単位数×〇〇/100

## 2 介護予防訪問看護費

基本部分		注	注	注		注	注	注	注	注	注	
		通看護師の場合	夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	複数名訪問加算(Ⅰ)	複数名訪問加算(Ⅱ)	1時間30分以上の介護予防訪問看護を行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域介護予防訪問看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時介護予防訪問看護加算(※)	特別管理加算
イ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (302単位)	×90/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	30分未満の場合 +254単位 30分以上の場合 +402単位	30分未満の場合 +201単位 30分以上の場合 +317単位	+300単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +574単位	1月につき (Ⅰ)の場合 +500単位 又は (Ⅱ)の場合 +250単位
	(2) 30分未満 (450単位)											
	(3) 30分以上1時間未満 (792単位)											
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,087単位)											
	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 (282単位) ※ 1日に2回を超えて実施する場合は50/100											
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (255単位)	×90/100				+300単位				1月につき +315単位		
	(2) 30分未満 (381単位)											
	(3) 30分以上1時間未満 (552単位)											
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (812単位)											
ハ 初回加算 (1月につき +300単位)												
ニ 遠隔時共同指導加算 (1回につき +600単位)												
ホ 看護体制強化加算 (1月につき +100単位)												
ヘ サービス提供体制強化加算 (1回につき +6単位)												
ヘ サービス提供体制強化加算 (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +3単位)												

※ 「特別地域介護予防訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時介護予防訪問看護加算」、「特別管理加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入  
※ 1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間、深夜の介護予防訪問看護に依る加算を算定できるものとする。

## 3 介護予防訪問リハビリテーション費

基本部分		注	注	注	注	注	注
		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	短期集中リハビリテーション実施加算	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合
イ 介護予防訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100	1日につき +200単位	-50単位
	介護老人保健施設の場合						
	介護療養院の場合						
ロ 事業所評価加算 (1月につき 120単位を加算)							
ハ サービス提供体制強化加算 (1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +6単位)							
ハ サービス提供体制強化加算 (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +3単位)							

※ 「特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入



4 介護予防居宅療養管理指導費

基本部分		注	注 特別地域介護予防 居宅療養管理指導 加算	注 中山間地域等にお ける小規模事業所 加算	注 中山間地域等に居 住する者へのサー ビス提供加算
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 介護予防居宅療養 管理指導費(Ⅰ) (Ⅱ以外)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う 場合 (514単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (486単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (445単位)			
	(2) 介護予防居宅療養 管理指導費(Ⅱ) (在宅医学会 管理科又は特定施 設入居指導等学 会管理科を算定す る場合)	(一) 単一建物居住者41人に対して行う 場合 (298単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (286単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (259単位)			
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (516単位)	+15/100	+10/100	+5/100	
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (486単位)				
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (440単位)				
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の 薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う 場合 (565単位)	+100単位		
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (416単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (379単位)			
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う 場合 (517単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (378単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (341単位)			
(四) 情報通信機器を用いて行う場合 (月1回を限度) (45単位)					
ニ 管理栄養士 が行う場合 (月2回を限度)	(1) 当該指定居宅療養管理 指導事業所の管理 栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人に対して行う 場合 (544単位)	+15/100	+10/100	+5/100
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (486単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (443単位)			
	(2) 当該指定居宅療養管理 指導事業所以外の管理 栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人に対して行う 場合 (524単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (466単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (423単位)			
ホ 歯科衛生士等 が行う場合 (月4回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (361単位)				
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (325単位)				
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (294単位)				

※ ハ(2)(一)(二)(三)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。

5 介護予防通所リハビリテーション費

基本部分			注	注	注	注	注	注	
			利用者の数が利用定員を超える場合	医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	生活行為向上リハビリテーション実施加算	若年性認知症利用者受入加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防通所リハビリテーションを行った場合
イ 介護予防通所リハビリテーション費 (1月につき)	病院又は診療所の場合	要支援1	×70/100	×70/100	+5/100	利用開始日の属する月から6月以内 1月につき +562単位	+240単位	-376単位	-20単位
		要支援2						-752単位	-40単位
	介護老人保健施設の場合	要支援1						-376単位	-20単位
		要支援2						-752単位	-40単位
	介護医療院の場合	要支援1						-376単位	-20単位
		要支援2						-752単位	-40単位
ロ 運動器機能向上加算	(1月につき 225単位を加算)								
ハ 栄養アセスメント加算	(1月につき 50単位を加算)								
ニ 栄養改善加算	(1月につき 200単位を加算)								
ホ 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))								
	(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))								
ヘ 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ)	(1月につき 150単位を加算)							
	(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ)	(1月につき 160単位を加算)							
ト 選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善 (1月につき 480単位を加算)							
		運動器機能向上及び口腔機能向上 (1月につき 480単位を加算)							
	(2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき 480単位を加算)							
		運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき 700単位を加算)							
チ 事業所評価加算	(1月につき 120単位を加算)								
リ 科学的介護推進体制加算	(1月につき 40単位を加算)								
ス サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援1 (1月につき 88単位を加算)							
		要支援2 (1月につき 176単位を加算)							
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援1 (1月につき 72単位を加算)							
		要支援2 (1月につき 144単位を加算)							
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	要支援1 (1月につき 24単位を加算)							
		要支援2 (1月につき 48単位を加算)							
ル 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×47/1000)						注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計	
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×34/1000)							
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×19/1000)							
ヲ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×20/1000)						注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計	
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×17/1000)							
ワ 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位×10/1000)							注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計	

：「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

6 介護予防短期入所生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注			
イ 介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型介護予防短期入所生活介護費(1) (従来型介護)	要支援1 ( 420 単位)	4.42単位	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	=1/100	=1/100	=1/100	指定短期入所事業所が行う場合 ×92/100	1日につき +13単位	生活機能向上 介護費(1)	生活機能向上 介護費(2)	機能訓練体 利加算	個別機能訓 練加算	認知症行動 心療症や緊 急対応加算	若年性認知 症利用者入 加算	利用書に對し て認定を行 う場合
		要支援2 ( 420 単位)	4.42単位																	
(2) 併設型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型介護予防短期入所生活介護費(1) (従来型併設)	要支援1 ( 420 単位)	4.42単位	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	×97/100	=1/100	=1/100	=1/100	指定短期入所事業所が行う場合 ×92/100	1日につき +13単位	生活機能向上 介護費(1)	生活機能向上 介護費(2)	機能訓練体 利加算	個別機能訓 練加算	認知症行動 心療症や緊 急対応加算	若年性認知 症利用者入 加算	利用書に對し て認定を行 う場合
	要支援2 ( 420 単位)	4.42単位																		
ロ ユニタリ型介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 (ユニット型併設)	要支援1 ( 420 単位)	5.03単位	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	=1/100	=1/100	=1/100	指定短期入所事業所が行う場合 ×92/100	1日につき +13単位	生活機能向上 介護費(1)	生活機能向上 介護費(2)	機能訓練体 利加算	個別機能訓 練加算	認知症行動 心療症や緊 急対応加算	若年性認知 症利用者入 加算	利用書に對し て認定を行 う場合
		要支援2 ( 420 単位)	5.03単位																	
(2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 (ユニット型併設)	要支援1 ( 420 単位)	5.03単位	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	×97/100	=1/100	=1/100	=1/100	指定短期入所事業所が行う場合 ×92/100	1日につき +13単位	生活機能向上 介護費(1)	生活機能向上 介護費(2)	機能訓練体 利加算	個別機能訓 練加算	認知症行動 心療症や緊 急対応加算	若年性認知 症利用者入 加算	利用書に對し て認定を行 う場合
	要支援2 ( 420 単位)	5.03単位																		

ハ 口腔ケア加算 (1日につき +50単位(1月に10回を限度))

ニ 栄養加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))

注 認知症専門ケア加算 (1) 認知症専門ケア加算(1) (1日につき 3単位を加算)  
(2) 認知症専門ケア加算(2) (1日につき 4単位を加算)

ハ 介護予防生活機能向上支援加算(1) (1日につき 100単位を加算)  
注 介護予防生活機能向上支援加算(2) (1日につき 10単位を加算)

サービス提供体制強化加算 (1) サービス提供体制強化加算(1) (1日につき 22単位を加算)  
(2) サービス提供体制強化加算(2) (1日につき 18単位を加算)  
(3) サービス提供体制強化加算(3) (1日につき 6単位を加算)

注 介護職員処遇改善加算 (1) 介護職員処遇改善加算(1) (1月につき +所定単位×83/1000)  
(2) 介護職員処遇改善加算(2) (1月につき +所定単位×60/1000)  
(3) 介護職員処遇改善加算(3) (1月につき +所定単位×33/1000)

注 介護職員等特定処遇改善加算 (1) 介護職員等特定処遇改善加算(1) (1月につき +所定単位×27/1000)  
(2) 介護職員等特定処遇改善加算(2) (1月につき +所定単位×23/1000)

注 介護職員等ベースアップ等支援加算 (1月につき +所定単位×16/1000)

注 「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 身体障害者手当加算については令和7年4月1日から適用する。  
※ 認知症行動心療症や緊急対応加算については、認知症の予後及び本人等の状況のための計画的な看護及びケアを実施する介護士の認定を受けた介護士が、令和7年3月31日までの期間適用しない。  
※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和7年4月1日から適用する。

7 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注																	
				施設主任職員等の専任職員を専任しない場合	利用者の数及び入居者の数に併せて専任職員を専任しない場合	医師、看護師、介護士、理学療法士、作業療法士など常駐専任の職員が専任しない場合	乗動のユニット・シングルユニットが同一施設に設置していないユニットケアにおける乗動が専任である場合	乗動のユニット・シングルユニットが同一施設に設置していない場合	乗動のユニット・シングルユニットが同一施設に設置していない場合	乗動のユニット・シングルユニットが同一施設に設置していない場合	乗動のユニット・シングルユニットが同一施設に設置していない場合	乗動のユニット・シングルユニットが同一施設に設置していない場合	乗動のユニット・シングルユニットが同一施設に設置していない場合	乗動のユニット・シングルユニットが同一施設に設置していない場合	乗動のユニット・シングルユニットが同一施設に設置していない場合																
(一) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>【基本型】	療養棟1 ( 312 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	=1/100	=1/100	=1/100	1日につき +24単位	1日につき +200単位 (7日単位を確保)	1日につき +120単位	1日につき +51単位	1日につき +51単位																
		b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>【在宅強化型】	療養棟1 ( 312 単位)													療養棟2 ( 276 単位)	1日につき +51単位														
		c 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>【療養型】	療養棟1 ( 312 単位)													療養棟2 ( 276 単位)		1日につき +51単位													
		d 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <多床室>【在宅強化型】	療養棟1 ( 312 単位)													療養棟2 ( 276 単位)			1日につき +51単位												
	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養型老健・看護職員を配置>	a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <従来型個室>【療養型】	療養棟1 ( 312 単位)													療養棟2 ( 276 単位)				1日につき +51単位											
		b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>【療養型】	療養棟1 ( 312 単位)													療養棟2 ( 276 単位)					1日につき +51単位										
		介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <特別介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費>	a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <従来型個室>【療養型】													療養棟1 ( 312 単位)						療養棟2 ( 276 単位)	1日につき +51単位								
			b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <多床室>【療養型】													療養棟1 ( 312 単位)						療養棟2 ( 276 単位)		1日につき +51単位							
	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1日につき)		a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>【基本型】													療養棟1 ( 312 単位)						療養棟2 ( 276 単位)			1日につき +51単位						
			b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>【在宅強化型】													療養棟1 ( 312 単位)						療養棟2 ( 276 単位)				1日につき +51単位					
		c 経過のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室の多床室>【基本型】	療養棟1 ( 312 単位)													療養棟2 ( 276 単位)						1日につき +51単位									
		d 経過のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室の多床室>【在宅強化型】	療養棟1 ( 312 単位)													療養棟2 ( 276 単位)											1日につき +51単位				
	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養型老健・看護職員を配置>	a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型個室>【療養型】	療養棟1 ( 312 単位)													療養棟2 ( 276 単位)												1日につき +51単位			
		b 経過のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型個室の多床室>【療養型】	療養棟1 ( 312 単位)													療養棟2 ( 276 単位)													1日につき +51単位		
		ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <特別介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費>	a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <ユニット型個室>【療養型】													療養棟1 ( 312 単位)														療養棟2 ( 276 単位)	1日につき +51単位
			b 経過のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <ユニット型個室の多床室>【療養型】													療養棟1 ( 312 単位)														療養棟2 ( 276 単位)	

注 特別療養費															
注 療養体制維持特別加算	(一)療養体制維持特別加算(Ⅰ)	(1日につき 27単位を加算)													
	(二)療養体制維持特別加算(Ⅱ)	(1日につき 57単位を加算)													
(3) 総合管理加算		(利用中に1日を限度に、1日につき275単位を加算)													
① 介護職員処遇改善加算		(1日につき、100単位を加算)													
② 介護職員処遇改善加算		(1日につき、8単位を加算(1日に3回を限度))													
③ 認知症専門ケア加算	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)													
	(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)													
④ 緊急時治療費	(一) 緊急時治療管理	【療養型老健以外の場合】 {1月1日(3日)を限度に、1日につき518単位を算定} 【療養型老健の場合】 {1月1日(3日)を限度に、1日につき518単位を算定}													
	(二) 特定治療														
⑤ 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき、100単位を加算)													
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき、100単位を加算)													
⑥ サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 22単位を加算)													
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 18単位を加算)													
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)													
⑦ 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×39/1000)													
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×29/1000)													
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×16/1000)													
⑧ 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×21/1000)													
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×17/1000)													
⑨ 介護職員等ベースアップ等加算		(1月につき +所定単位×8/1000)													

注 特別療養費とは「特別療養費」と「緊急時治療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等加算」は、支給限度管理の対象外の算定項目

注 介護職員等ベースアップ等加算については令和7年4月1日から適用する。

注 業務時間外手当等加算については、経費の発生及び経費の防止のための指針の整備及び事業運営に資する具体的な計画の策定等について(関係には、令和7年3月31日までの期間適用しない。)

注 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等加算については、令和6年5月31日までの期間適用。



ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注		
(1) 診療所 介護予防短期 入所療養 介護費 (1日につき)	a 診療所介護予防短期 入所療養介護費(i) 〈従来型個室〉	要支援1 ( 530 単位)	×70/100	身体拘束防止 未実施加算	高齢者虐待防 止措置未実施 加算	業務継続計画 未策定加算	常勤のユニ リーダーをユ ニ毎に配置し ていない等ユ ニケアにおけ る体制が未整備 である場合	廊下幅が設備 基準を満たさ ない場合	食堂を有しない 場合	認知症行動・心 理症状緊急対 応加算	若年性認知症 利用者受入加 算	利用者に対して 送迎を行う場合	
		要支援2 ( 666 単位)											
		b 診療所介護予防短期 入所療養介護費(ii) 〈療養機能強化型A〉 〈従来型個室〉											要支援1 ( 539 単位)
		要支援2 ( 683 単位)											
		c 診療所介護予防短期 入所療養介護費(iii) 〈療養機能強化型B〉 〈従来型個室〉											要支援1 ( 549 単位)
		要支援2 ( 684 単位)											
	d 診療所介護予防短期 入所療養介護費(iv) 〈多床室〉	要支援1 ( 589 単位)											
	要支援2 ( 747 単位)												
	e 診療所介護予防短期 入所療養介護費(v) 〈療養機能強化型A〉 〈多床室〉	要支援1 ( 623 単位)											
	要支援2 ( 780 単位)												
	f 診療所介護予防短期 入所療養介護費(vi) 〈療養機能強化型B〉 〈多床室〉	要支援1 ( 612 単位)											
	要支援2 ( 769 単位)												
	(二) 診療所 介護予防短期 入所療養 介護費(II)	a 診療所介護予防短期 入所療養介護費(i) 〈従来型個室〉											要支援1 ( 471 単位)
	要支援2 ( 588 単位)												
b 診療所介護予防短期 入所療養介護費(ii) 〈多床室〉	要支援1 ( 537 単位)												
要支援2 ( 678 単位)													
(2) ユニ 型 診療所介護 予防短期入 所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニ型診療所介護予防短期 入所療養介護費(I) 〈ユニ型個室〉	要支援1 ( 616 単位)	×97/100									診療所設備基 準加算 1日につき -60単位	
	要支援2 ( 775 単位)												
	(二) ユニ型診療所介護予防短期 入所療養介護費(II) 〈療養機能強化型A〉 〈ユニ型個室〉	要支援1 ( 643 単位)											
	要支援2 ( 804 単位)												
	(三) ユニ型診療所介護予防短期 入所療養介護費(III) 〈療養機能強化型B〉 〈ユニ型個室〉	要支援1 ( 634 単位)											
	要支援2 ( 793 単位)												
	(四) 経過のユニ型診療所介護予防短期 入所療養介護費(I) 〈ユニ型個室の多床室〉	要支援1 ( 616 単位)											
	要支援2 ( 775 単位)												
	(五) 経過のユニ型診療所介護予防短期 入所療養介護費(II) 〈療養機能強化型A〉 〈ユニ型個室の多床室〉	要支援1 ( 643 単位)											
	要支援2 ( 804 単位)												
(六) 経過のユニ型診療所介護予防短期 入所療養介護費(III) 〈療養機能強化型B〉 〈ユニ型個室の多床室〉	要支援1 ( 634 単位)												
要支援2 ( 793 単位)													
(3) 自給連携強化加算 (1日につき +5.0単位(1月に1回6回算))													
(4) 療養食加算 (1日につき 8単位を加算(1日に3回を限度))													
(5) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(I) (1日につき 3単位を加算)												
	(二) 認知症専門ケア加算(II) (1日につき 4単位を加算)												
(6) 特定診療費													
(7) 生産性向上推進体制加算	(一) 生産性向上推進体制加算(I) (1日につき 100単位を加算)												
	(二) 生産性向上推進体制加算(II) (1日につき 10単位を加算)												
(8) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(I) (1日につき 22単位を加算)												
	(二) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 18単位を加算)												
	(三) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)												
(9) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×26/1000)												注 所定単位は、(1)から(8)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×19/1000)												
	(三) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×10/1000)												
(10) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×15/1000)												注 所定単位は、(1)から(9)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×11/1000)												
(11) 介護職員等ベースアップ等支援加算 (1月につき +所定単位×5/1000)												注 所定単位は、(1)から(8)までにより算定した単位数の合計	

：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 身体拘束防止未実施加算については令和7年4月1日から適用する。

※ 業務継続計画未策定加算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。







Ⅱ 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

基本部分		注 高齢者虐待防止措置 未実施減算	注 業務継続計画未策定 減算	注 特別地域介護予防 支援加算	注 中山間地域等におけ る小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住 する者へのサービス提 供加算
イ 介護予防支援費 (1月につき)	(1)介護予防支援費(Ⅰ) (地域包括支援センターが行う場合) (442単位)	-1/100	-1/100			
	(2)介護予防支援費(Ⅱ) (指定居宅介護支援事業者が行う場合) (472単位)					
ロ 初回加算 (1月につき +300単位)						
ハ 委託連携加算 (+300単位) (イ(1)を算定する場合のみ算定)						

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

# 介護報酬の算定構造

## 地域密着型サービス

: 令和6年4月改定箇所

### I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費
- 2 夜間対応型訪問介護費
- 2-2 地域密着型通所介護費
- 3 認知症対応型通所介護費
- 4 小規模多機能型居宅介護費
- 5 認知症対応型共同生活介護費
- 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 8 複合型サービス費

### II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費



2 夜間対応型訪問介護費

基本部分		注 高齢者虐待 防止措置未 実施減算	注 業務継続計 画未策定減 算	注 24時間通報 対応加算	注 事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合	注 特別地域夜間 対応型訪問介 護加算	注 中山間地域等 における小規 模事業所加算	注 中山間地域等 に居住する者 へのサービス 提供加算			
イ 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)	基本夜間対応型訪問介護費 (1月につき 989単位)	-1/100	-1/100	1月につき 610単位	事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100			
	定期巡回サービス費 (1回につき 372単位)										
	随時訪問サービス費(Ⅰ) (1回につき 567単位)										
	随時訪問サービス費(Ⅱ) (1回につき 764単位)										
	ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ) (1月につき 2,702単位)										
ハ 認知症専門ケア加算	(1)イを算定する 場合(基本夜 間対応型訪問 介護費を除く)	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき +3単位)	(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき +4単位)	(2)ロを算定する 場合	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1月につき +90単位)	(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1月につき +120単位)					
ニ サービス提供体制強化加算	(1)イを算定する 場合(基本夜 間対応型訪問 介護費を除く)	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +22単位)	(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +18単位)	(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき +6単位)	(2)ロを算定する 場合	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +154単位)	(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +126単位)	(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき +42単位)			
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×137/1000)	注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位 数の合計			(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×100/1000)	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×55/1000)					
ヘ 介護職員等特定処遇改善 加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×63/1000)	注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位 数の合計			(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×42/1000)						
ト 介護職員等ベースアップ等 支援加算	(1月につき +所定単位×24/1000)	注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位 数の合計									
: 「特別地域夜間対応型訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、 「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入											
※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。 ※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。											





4 小規模多機能型居宅介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注		
			身体障害者 手帳第1種	身体障害者 手帳第2種	身体障害者 手帳第3種	登録看護員 が認定 された 場合	従業者の 数が基準 に達しない 場合	減少サービス に対する減算	特別地域小規模 多機能型居 宅介護加算	中山間地域等 における小規 模多機能型居 宅介護加算	中山間地域等 に居住する者 へのサービス 提供加算
イ 小規模多機能型居宅 介護費 (1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者 に対して行う場合	要介護1 ( 10,400 単位)	+1/100	+1/100	+1/100	×70/100	×70/100	×70/100	+15/100	+10/100	+5/100
		要介護2 ( 15,310 単位)									
		要介護3 ( 20,220 単位)									
		要介護4 ( 25,130 単位)									
		要介護5 ( 30,040 単位)									
	(2) 同一建物に居住する者に対して 行う場合	要介護1 ( 8,240 単位)									
		要介護2 ( 13,150 単位)									
		要介護3 ( 18,060 単位)									
		要介護4 ( 22,970 単位)									
		要介護5 ( 27,880 単位)									
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)	要介護1 ( 370 単位)										
	要介護2 ( 510 単位)										
	要介護3 ( 700 単位)										
	要介護4 ( 920 単位)										
	要介護5 ( 1,140 単位)										
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)								
二 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定)			1.1 認知症加算(Ⅰ) (1月につき 600単位を加算) 1.2 認知症加算(Ⅱ) (1月につき 800単位を加算) 1.3 認知症加算(Ⅲ) (1月につき 700単位を加算) 1.4 認知症加算(Ⅳ) (1月につき 650単位を加算)								
ホ 認知症行動・心理状態緊急対応加算(イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 200単位を加算(7日間の限度))								
ヘ 若存在認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 800単位を加算)								
ト 看護職員配置加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1) 看護職員配置加算(Ⅰ) (1月につき 900単位を加算) (2) 看護職員配置加算(Ⅱ) (1月につき 700単位を加算) (3) 看護職員配置加算(Ⅲ) (1月につき 480単位を加算)								
チ 看取り連携体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 64単位を加算)								
リ 訪問体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 1,000単位を加算)								
ニ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)			1.1 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 200単位を加算) 1.2 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 80単位を加算)								
ル 生活機能向上連携加算			(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき +100単位) (2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)								
ロ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 20単位を加算(6月に1回の限度))								
リ 科学的介護連携体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 40単位を加算)								
ニ 子育て向上連携体制加算			1.1 子育て向上連携体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算) 1.2 子育て向上連携体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)								
三 サービス提供体制強化加算			(1) イを算定している場合 (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 750単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 640単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算) (四) サービス提供体制強化加算(Ⅳ) (1日につき 25単位を加算) (2) ロを算定している場合 (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 21単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 12単位を加算)								
四 介護職員処遇改善加算			(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×102/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×74/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×41/1000)								
五 介護職員等特定処遇改善加算			(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×15/1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×12/1000)								
六 介護職員等ベースアップ等 支援加算			(1月につき +所定単位×17/1000)								
※ イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入 ※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和7年3月31日までの算定可能 ※ 特別地域小規模多機能型居宅介護加算、「中山間地域等における小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度管理の対象外の算定項目											

5 認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注		
			認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)		
イ 認知症対応型共同生活介護費(1日につき)	(1) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 (単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-10/100	=1/100	=3/100	3ユニットで夜間を行働員の員数を2人以上とする場合	1日につき +50単位	1日につき +25単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)
		要介護2 (単位)										
		要介護3 (単位)										
		要介護4 (単位)										
		要介護5 (単位)										
	(2) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要介護1 (単位)										
		要介護2 (単位)										
		要介護3 (単位)										
		要介護4 (単位)										
		要介護5 (単位)										
ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費(1日につき)※	(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 (単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-10/100	=1/100	=3/100	3ユニットで夜間を行働員の員数を2人以上とする場合	1日につき +50単位	1日につき +25単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)
		要介護2 (単位)										
		要介護3 (単位)										
		要介護4 (単位)										
		要介護5 (単位)										
	(2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要介護1 (単位)										
		要介護2 (単位)										
		要介護3 (単位)										
		要介護4 (単位)										
		要介護5 (単位)										
注 入院費費用			利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定									
注 看取り介護加算(イを算定する場合のみ算定)			(1) 死亡日以前31日以上45日以下 (1日につき 72単位を加算) (2) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算) (3) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算) (4) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)									
ハ 初期加算(イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)									
ニ 認知症対応型共同生活介護加算(イを算定する場合のみ算定)			(1) 認知症対応型共同生活介護加算(Ⅰ) (1日につき 100単位を加算) (2) 上記以外の認知症対応型共同生活介護加算(Ⅱ) (1日につき 40単位を加算)									
三 医療連携体制加算			(1) 医療連携体制加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算) (2) 医療連携体制加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算) (3) 医療連携体制加算(Ⅲ) (1日につき 18単位を加算) (4) 医療連携体制加算(Ⅳ) (1日につき 18単位を加算)									
四 認知症対応型共同生活介護加算(イを算定する場合のみ算定)			(200単位を加算)									
五 認知症専門ケア加算(イを算定する場合のみ算定)			(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))									
六 認知症専門ケア加算(イを算定する場合のみ算定)			(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)									
七 認知症チームケア加算(イを算定する場合のみ算定)			(1) 認知症チームケア加算(Ⅰ) (1日につき 150単位を加算) (2) 認知症チームケア加算(Ⅱ) (1日につき 120単位を加算)									
八 生活機能向上連携加算			(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算) (2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき 200単位を加算)									
九 介護管理体制加算(イを算定する場合のみ算定)			(1月につき +30単位を加算)									
ロ 認知症管理体制加算(イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 30単位を加算)									
ハ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))									
ニ 科学的介護推進体制加算(イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 40単位を加算)									
三 高齢者施設連携加算(イを算定する場合のみ算定)			(1) 高齢者施設連携加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算) (2) 高齢者施設連携加算(Ⅱ) (1月につき 5単位を加算)									
四 新機軸施設連携加算(イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 10単位を加算)									
五 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)			(1月につき 100単位を加算)									
六 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)			(1月につき 100単位を加算)									
七 サービス提供体制強化加算			(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 8単位を加算)									
八 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)			(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×111/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×81/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×45/1000)									
九 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)			(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×31/1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×23/1000)									
十 介護職員等ベースアップ等支給加算			(1月につき +所定単位×23/1000)									

※ 短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給標準額に含まれる。  
 ※ 介護職員等特定処遇改善加算については、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)の合計額を算定し、そのうち1日につき100単位を算定する。  
 ※ 認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)～(Ⅱ)については、認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)～(Ⅱ)の合計額を算定し、そのうち1日につき100単位を算定する。  
 ※ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)については、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)の合計額を算定し、そのうち1日につき100単位を算定する。











2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	
		登録者数が登録定員を超える場合	注	注	注	注	注	注	注	
		又は	注	注	注	注	注	注	注	
		従業者の員数が基準に満たない場合	注	注	注	注	注	注	注	
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要支援1 ( 3,450 単位)	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	×70/100	+15/100	
		要支援2 ( 6,972 単位)								
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要支援1 ( 3,102 単位)								
		要支援2 ( 6,204 単位)								
ロ 介護予防短期利用居宅介護費(1日につき)	要支援1 ( 424 単位)									
	要支援2 ( 521 単位)									
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)		1日につき 30単位を加算)								
ニ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定)		(1日につき 200単位を加算(7日間を限度))								
ホ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 450単位を加算)								
ヘ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)		①) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 410単位を加算) ②) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 800単位を加算)								
ト 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(1月につき +100単位)								
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(1月につき +200単位)								
チ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)		(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))								
リ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 40単位を加算)								
ヌ 生き生き向上推進体制加算	(1)生き生き向上推進体制加算(Ⅰ)	(1月につき 100単位を加算)								
	(2)生き生き向上推進体制加算(Ⅱ)	(1月につき 10単位を加算)								
ヒ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 750単位を加算)								
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 640単位を加算)								
		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算)								
	(2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 25単位を加算)								
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 21単位を加算)								
		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 12単位を加算)								
コ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×102/1000)								
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×74/1000)								
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×41/1000)								
ク 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×15/1000)								
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×12/1000)								
ケ 介護職員等ベースアップ等支援加算		(1月につき +所定単位×17/1000)								

注：「特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入

※ 身体拘束禁止未定率減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 業務継続計画未定率減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの期間適用しない。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注		
			夜勤を行う職員 の勤務条件 等を満たさ ない場合	利用者の数が 利用定員を超 える場合	介護従業者の 員数が基準に 満たない場合	身体拘束廃止 未実施減算	車椅子使用位 置調整支援 減算	車椅子使用位 置調整支援 減算	3ユニットで夜 勤を行う職員 の員数を2人 以上とする場 合	夜間支援体制 加算(Ⅰ)	夜間支援体制 加算(Ⅱ)	認知症行動・ 心理症状緊急 対応加算	若年性認知症 利用者受入加 算
イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 ( 761 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-10/100	-1/100	-3/100	1日につき -50単位	1日につき +50単位	1日につき +25単位	1日につき +200単位 (7日間を 原数)	1日につき +120単位
	(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 ( 749 単位)											
ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費※	(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 ( 789 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-10/100	-1/100	-3/100	1日につき -50単位	1日につき +50単位	1日につき +25単位	1日につき +200単位 (7日間を 原数)	1日につき +120単位
	(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 ( 777 単位)											
注 入院時費用			利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1日に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定										
Ⅰ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)										
Ⅱ 退居目標達成加算 (イを算定する場合のみ算定)			(250単位を加算)										
Ⅲ 退居時相談援助加算 (イを算定する場合のみ算定)			(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))										
Ⅳ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)											
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)											
Ⅴ 認知症チームケア推進加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	(1日につき 150単位を加算)											
	(2) 認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	(1日につき 120単位を加算)											
Ⅵ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(1月につき 100単位を加算)											
	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(1月につき 200単位を加算)											
Ⅶ 栄養管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき +30単位を加算)										
Ⅷ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 30単位を加算)										
Ⅷ-1 口腔-栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))										
Ⅷ-2 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 40単位を加算)										
Ⅸ 高齢者施設等受入れ向上加算	(1) 高齢者施設等受入れ向上加算(Ⅰ)	(1月につき 10単位を加算)											
	(2) 高齢者施設等受入れ向上加算(Ⅱ)	(1月につき 5単位を加算)											
Ⅹ 新規認知症等施設等費			(1月に1回、連続する5日を限度として 240単位を算定)										
Ⅺ 生活機能向上推進体制加算	(1) 生活機能向上推進体制加算(Ⅰ)	(1月につき 100単位を加算)											
	(2) 生活機能向上推進体制加算(Ⅱ)	(1月につき 10単位を加算)											
Ⅻ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 22単位を加算)											
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 18単位を加算)											
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)											
Ⅼ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×111/1000)	注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計										
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×81/1000)											
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×45/1000)											
Ⅽ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×31/1000)	注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計										
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×23/1000)											
Ⅾ 介護職員等ベースアップ等支援加算			(1月につき +所定単位×23/1000)										

※ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。

※ 身体拘束廃止未実施減算については、認知症の予防及び介護の円滑化のための指針の整備及び事業改善に関する具体計画の策定を行っている場合には、令和7年5月31日までの期間限り。

※ 車椅子使用位置調整支援減算については、認知症の予防及び介護の円滑化のための指針の整備及び事業改善に関する具体計画の策定を行っている場合には、令和7年5月31日までの期間限り。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。